18世紀ロンドンの仕立商（上）
—セイヤー家文書を中心に—

道 重 一 郎

1．はじめに
2．紳士衣料と仕立商
3．セイヤー家文書の特徴 （以上、本号）
4．仕立商セイヤー家の経営
4−1 営業内容と紳士衣料
4−2 セイヤー家と顧客との関係
5．おわりに
参考文献

1．はじめに

工業化の進展が農村部から都市部への人口移動を促進し都市化を加速させる要因になったことは、世界的に広く見られる現象である。しかし、イングランドでは、本格的な工業化の始動＝産業革命の開始を18世紀後半にひかえているとはいえ、17世紀後半からすでに急速な都市化の進展を見ることができる。こうしたイングランドの状況は都市化が単に工業化に伴う経済発展の帰結ではなく、経済成長を促進する社会的な要因となる場合があったことを示すものでもある（中野[2012]）。

イングランドにおける17世紀後半から19世紀初めに至る「長い18世紀」の都市化は、工業都市やリゾート都市など様々なタイプの都市の形成・発展を促した（Corfield [1982]）。この時代の都市において共通して見られる特徴は、上品さ gentility や礼儀正しさ politeness といった文化的な価値が重要な役割を果たしたことである。イングランドの諸都市においてはこれらの価値が前面に現れることによって、血統や家柄など伝統的な価値基準のもつ社会的な意義を低下させ、貴族・土地ジェントリを中心とする身分的秩序の社会的基礎を掘り崩していくことになった（Borsay [1989]）。礼儀正しさのように教育を通じて事後的に修得することが可能な文化的な価値は、商工業者や専門職

といった中流階層の社会的地位を向上させるものであり、この時代の経済発展とともに実力を身につけて来た中流階層の都市社会における役割が拡大することを可能にするものでもあった。

都市生活のなかで上品さや礼儀正しさといった価値を評価するためには、これらの内容が外見的に表示される必要がある。上品さは趣味や嗜好の良さgood tasteという形で外から見える形に変換され、外から見て分かる顕示的な側面が判断の基準とされるのである。その意味で具体的な表示手段として服装のもつ役割が、社会生活のなかで重要な意味をもつに至った。服装に関する身分的な規制は、イングランドにおいては17世紀の初めすでに廃止されていた。一方この時代の消費拡大をN. マケンドリックは、豪華な衣装で階級差を印象づけようとする上流社会層とそれに追随しようとするより下層の社会層との間にある「社会競争的模倣」social emulationによって説明しようとした（Mckendrick et al. [1982]）。確かに社会階層間に模倣を通じた消費の拡大の側面が存在することは否定できないが、最近の実証研究の成果は、社会の上層から下層へと滴下的に流行が拡大していくとするマケンドリックの見解を支持するものは少なく、消費はむしろ各々の階層的な意識にもとづいており、その際に「上品さ」が重要な役割を果たしたと考える傾向が強くなっている[1)]。しかし、このことは、服装や流行がこの時代の消費社会にとって重要性を失ったことを意味するのではない。服装は依然として顕示的な消費の代表的な存在であり、階層間の競争的な模倣と関わりなく、都市生活のなかで果たした役割は決して小さいものではなかったのである[2)]。

一方、消費財の購入や消費、ことに衣料品の消費については、女性の果たした役割に注目が集まる傾向が続いている。18世紀イングランドでは女性の経済的な地位は男性よりも著しく低く、結婚した女性は財産権すら認められていなかったが、それでも女性が消費に果たした役割が決して小さいものではなかったと指摘されるようになった（Walsh [2006]、道重 [2008]）。身の回りの細々とした品々から衣料品あるいは家具などについても女性は自分の判断で購入することが可能であり、男性から常に買い与えられるといった受動的な存在ではなかった（Vickery [2009]）。時に彼女たちの消費行動は、女性向け衣料品店が同時代人の目には「虚栄を増し、馬鹿馬鹿しさに寄与」することになると揶揄されたように、それだけ目立ったものであった（Campbell [1747] p.206）。

これに対して消費者としての男性は注目されることが少なかった（Shannon [2006]）。しかし、礼儀正しく上品に振る舞うことが不可欠であった18世紀イングランドの都市社会にあって、男性

1）マケンドリックの議論に対する実証的な批判としては、Vickery [1993]、Weatherill [1993]、Overton et al. [2004]、Lemire [2005] などがある。また、道重 [1999] を参照。

2）Berg [2005] は消費意識の変化が国内市場の拡大に貢献した点を強調している。この点については道重 [2012] をも参照。具体的な消費の姿についてはBerry [2002]、Edwards [2005]。買い物のあり方についてはAdburgham [1979]、道重 [1999] などを参照。また、消費空間としての都市あるいは店舗について道重 [2012] を参照。

も女性に劣らず外見に対する注意を怠らなかったことが十分に想像できる。ことに18世紀前半においては男性も粗野な振る舞いを抑えて上品に行動することが求められ、男性における洗練さcivilityは決して粗暴な行動を取らず礼儀正しく振る舞うことであった（Hitchcock & Cohen［1999］）。男性の上品な行動は、衣服の嗜みにも当然及んだと考えられる。もとより男性が衣服に過度に関心を持つことは「女性化」あるいはフランスかぶれといった批判を招く危険を伴ったことも考えられる（Cohen［1999］, Kuchta［2002］）。とはいえ、男性が、ことに中流階層の男性が消費活動に無関心であったとは考えられない[3)]。

そこで本稿では、こうした男性の消費とその意識について、特に衣料品消費について紳士服を供給した仕立商に関わる経営史料から検討してみることにした。具体的には仕立商が顧客＝消費者としての男性といかに関わり、顧客は仕立商に対してどのような期待をもっていたか検討することを通じて、衣料品消費に対する中流層男性の消費動向と彼らが抱いていた意識を明らかにしたいと考えている。そこで第２節では18世紀のロンドンで活動した仕立商の大まかな状況を、同時代の職業ガイドブックやトレードカードから確認することにした。次いで第３節では、本稿における分析の中心的な対象である仕立商セイヤー家の経営文書の概要を明らかにする。第４節ではセイヤー家文書の日記帳や商用書簡をやや詳細に検討することを通じて、具体的に仕立商がどのような顧客＝消費者との関係をもったかを明らかにし、この史料のなかに登場する植民地やスコットランドを含む18世紀ブリテンの男性消費者の行動と意識についてその一端を明らかにすることにしたい。

２．紳士衣料と仕立商

18世紀イングランドの紳士衣料はコート（上着）、ウェストコート（チョッキ）、ブリーチ（半ズボン）を基本とし、ブリーチには靴下を合わせて着用するのが一般的であった。ウェストコートの下には下着として麻などを素材とするシャツを着るが、シャツは下層ジェントリの家計でも自製されており、商品として購入するものではなかった（Vickery［1998］p.150）。ランカシャー北部の借地農ラザム家Lathmsでは麻の栽培から紡績もおこない、織布は織布工に依頼するものの、縫製は再び自らの家計内でおこなっており、地域的な偏りがあるとはいえ、農村部の借地農における衣料品の自給性はかなり高いものがあった（Foster［2002］pp.161-3）。しかし、自給性の高いラザム家であってもコートなどの外着については仕立商に発注することが普通であった。下着と異なって外着は裁断や縫製にかなりの熟練を必要としたため、仕立商に依存することが一般的であったと考え

3）男性消費の多様性については、Styles & Vickery［2006］pp.5-6。例えば、ジョンソン博士の伝記を書いたことで有名なボズウェルJames Boswellは、初めて入った店で信用（ツケ）での刀剣を購入しているが、その際に信用を得るために服装や立ち居振る舞いが重要な要素であった（Carter［1999］）。また、Carter［2001］も参照。

第１図　1760～70年代の紳士服

(a)　ウールのスーツ　　(b)　絹ベルベットのスーツ　　(c)　上着とブリーチの組み合わせ



(注)　(c)はコート、ウェストコートとブリーチが異なる色、素材となっている。
出典；Victoria & Albert Museum, Costume Playing Card より作製。

られる。

一方、外着としての紳士服の素材は毛織物が多く用いられていたが、高級なウェストコートやブリーチの場合には絹が使われることもあった。素材の調達にあたっては、衣服の調製をおこなう仕立商が調達する場合がある一方で、消費者が生地を別途購入して地元の仕立商に持ち込むことが多かった。自分の衣服の生地にこだわりをもつ消費者は良質な素材を遠くまで求める場合もある。例えば、ノフォークの牧師でサマーセットに若干の所領をもっていたジェームズ・ウッドフォードJames Woodfordeは、かなりのこだわりをもって自分の衣裳を整えており、自分の居住地から距離的にはさほど近いとはいえないが、社交の場として有名であったバースのマーサーmercerからわざわざ上質の黒い薄手の毛織物を購入し、調製は地元ノリッジの仕立商に依頼している（Finn［2000］pp.138-41)。

消費者としての男性は、このように自分の衣料の素材を自分の好みに合わせて調達することもあったが、調製は専ら仕立商にゆだねられた。この場合、仕立商は単に顧客の指示に従うだけでなく、むしろ積極的に流行に関与する存在でもあった。キャンベルの職業案内によれば、仕立商は「衣裳dressを作るばかりでなく、…ある程度その人そのものを作る」職業とされ、衣服の作成・調製を通じて個々の顧客に相応しい個性を表現し、演出することを求められていた（Campbell［1747］pp. 191-2)。また、顧客の体型に合わせた衣服の調製には高度の熟練が必要であったが、同時に流行の変化に対する敏感な観察者であり、またそれを実際の仕立に活用できる技能を備えていることが仕立商として成功するために必須の条件であった。紳士服の基本構成はすでに述べたようにコー

ト、ウェストコート、ブリーチで、同種素材での組み合わせであるスーツ（三揃え）もしくはブリーチなど一部素材が異なるものの組み合わせというスタイルであった。しかし、仕立商は袖の裁断の仕方、ポケット位置やその上にかかるフラップの形、またコートの縁取りなどにおける流行の変化を着実に自分のものにする必要があった。紳士服においては、全体のデザインに関する大きな変化というよりも細かい趣味、嗜好の変化に鋭く反応する目を仕立商がもつことを求められたのである。キャンベルの描くこのような仕立商は単なる仕立職人ではなく、何人もの仕立職人を雇い、彼らを指揮して流行に合わせながら、同時に顧客の体型や人柄に合わせて顧客に相応しい紳士服を調製する製造業者と小売商を兼業する存在であった[4)]。また、キャンベルは仕立商の収入源を顧客に販売する衣料品の付属品、例えば服の芯に用いられるバックラムや縁取り用の素材などにあったと述べており、素材を上手に調達して利益を上げる商人的な側面を強くもっていたとされる。

一方、キャンベルの職業案内の数年後に刊行された案内書によれば、仕立商は仕立商人merchant taylorと呼ばれることを好み、ロンドンにおいては伝統のあるリバリィ・カンパニーの一つ仕立商人組合Merchant Taylor's Companyの一員であること誇りにすると述べられている（*The General Shop Book* [1753] Taylorの項目）。この案内書では徒弟になるのに必要なプレミアムは15～20ポンドとされており、その点ではそれほど高くはない[5)]。しかし、ロンドンで創業するために必要な資金は300～400ポンドが必要であるとしているから、彼らは決して小規模な商工業者とはいえず、仕立商の社会的な地位も比較的高かった。そこで、次に同時代にロンドンで発行された仕立商の広告ビラであるトレードカードを使って、彼らがどのように自らの営業活動を表現していたかを見ていきたい。

ロンドンのギルドホール図書館に所蔵されているトレードカードやビルヘッド（請求書に印刷されている広告）の内で、18世紀後半から19世紀前半の時期に仕立商のものと推定されるものが7件残存している[6)]。このうち6件は他の職業を併記しており、他の業種との兼業であるが、仕立商を表示の先頭に置いているところから仕立商が主たる業務であったと推定される（第1表）。兼業している職種は毛織物商draperやマーサーなどのように、仕立商にとって原材料にあたる部門を兼営している場合と、乗馬服製造業者habit-makerやゲートル製造業者などのような、仕立商から見る

4）工業化以前の社会の消費財生産においては製造業者が同時に小売商を兼ねることはむしろ一般的であった。道重［1989］p.89.

5）プレミアムは徒弟になる際に、親が奉公先に支払う金額。通常この支払いにより、受け入れ先は徒弟に対して住居と食事の提供を義務付けられた。ロンドンで徒弟修行に必要なプレミアムについてはLane［1996］pp.23-4を参照。

6）ここで利用したトレードカード、ビルヘッドはLondon Guild Hall Library, Trade Card Collection, Box 1~30に含まれる。なお、ビルヘッドとは請求書の冒頭に印刷された部分である。

第１表　ロンドン仕立商のトレードカード

業者名	tradecard/ billheadの別	所在地	兼業種	特記事項	備　考
Albert	bill head	Monument	draper	６時間でスーツ調製	
Beard	bill head	Long Acer	habit maker	若いジェントルマンのための流行の衣装を提供	
Croft	tradecard	Fleet Street	draper	婦人用乗馬服製作、６時間で紳士用スーツ調製	仮装用品販売・貸し出し
Brown	bill head	Heymarket	gaiter maker	絹のズボンつり、泥道用ブーツ、狩猟用ゲートル調製	
McMahon	tradecard	St. Giles	draper & salesman	バックスキンの半ズボンを品揃え	新品も中古も販売
Tingle	bill head	Holborn Hill	draper & mercer	陸海軍用制服、女性乗馬服短時間で調製。上質、古着の婦人着も販売	
Whiley	tradecard	Leicester Field	専業	服地を選べる。２着、３着で割り引き	詳細な価格表

出典；London Guild Hall Library, Trade Card Collection, Box 1～30より作成。

と派生的な業務を兼業しているタイプに分かれる。すでに述べたよう、衣服の製造に携わる職業では、紳士服、婦人服を問わず消費者が素材を購入して裁断、縫製を専門業者にゆだねることが多いが、仕立業者自身が生地や素材を提供することも可能であった。毛織物商などとの兼業を明示していない場合でも、仕立商が事前に生地を用意することは決して珍しいことではない。しかし、これらのトレードカードで兼業を明記していることは、素材も含めて同一の店で提供できることをむしろはっきりと示そうとしたものと考えられる。

仕立商はもともと紳士服も婦人服もともに取り扱っていたのだが、17世紀の終わりになると仕立商は婦人服の調製をおこなわなくなり、婦人服は専門の業者が現れ主に女性の職業として成長する[7)]。そのためこの時代の仕立商のトレードカードには婦人衣料に関する記述は見られないが、例えばフリート街に店を構えたクロフトCroftの店では婦人用の乗馬服調製や婦人用の仮装パーティ用衣裳の貸し出しを広告している。一般的には婦人服を仕立商は取り扱わないとしても、特別な衣裳の場合には取り扱うことがあることを示している。また、この店は皇太子や陸海軍用の衣料をも提供していることを謳っており、比較的高級な衣料品の製造販売をおこなっていたことをうかがわせる。一方、ホルボーンヒルのティングルTingleの店でも婦人用の乗馬服と陸海軍の制服取り扱いを広告しているが、この店では同時に、最高級と銘打ちながらも、古着の販売をおこなっている。古着の販売はセント・ジャイルズのマクマホンMcMahonの店でも取り扱っており、後述するウィリー商会Whiley and Co.のトレードカードと合わせて考えると、これら古着の販売は新しく調製した衣服を提供して古い衣裳を下取りしたものの再販売である可能性が高い。

7）Ashelford［1996］pp.115-7.また女性服の仕立てについてはBuck［1979］pp.160-1.

トレードカードでは広告文として「お手頃価格」（クロフト）と並んで「若い紳士方の嗜好に合う衣裳をとても多く、またお洒落に取りそろえております」（モニュメントのアルバートAlbert）といった言葉が見られ、男性消費者のもつ洗練された嗜好へのあこがれを重視していたことをうかがわせる。また、これらトレードカードのなかにはごく短時間で仕立てることを謳ったものが5件ある。クロフトの店では「6時間で紳士物の毛織物のスーツをお作りします」と明記している。その他の場合には、時間までは明示されていないが、やはり短時間で作成できることを強調しており、マクマホンの店のように「毛織物商の店に何かをお持ちのお客様はお待たせしません」と述べて、生地を持ち込んでくる顧客に配慮しているような例もある。短時間で仕立てることは突然の必要、例えば葬儀や喪装のようにあらかじめ準備ができない状況で新しい衣服が必要になった場合に備えてのことかもしれない。興味深いのはクロフトのトレードカードで、6時間でお作りしますと述べたすぐ後に、「町なかでも地方でも葬儀をおこないます」と述べていることである。この時代すでに葬儀屋undertakerという職業が成立しているから[8]、クロフトの店が葬儀をおこなったとは考えにくいが、葬儀に関わる衣料品の提供をおこなったのかもしれない。その意味で、短期日での仕立という広告と葬儀とは何らかの関係があったことを推定させる[9]。

7件の仕立商のトレードカードで、唯一他の業種を併記していないのが、レスターフィールド街のウィリー商会である[10]。このトレードカードにはかなり長文の前書きに続いて詳細な価格表が掲載されている。前書きでは価格表を掲載した理由として、最上の素材でいかに安価に商品を提供できるかを示そうとしたからであると述べている。そのうえで、他の仕立商の広告の多くが「仰々しい言葉に満ちており、価格を下げようとするよりも他人を中傷することに注意がむけられ、あるいは高価な流行をもっぱら押しつけている」のに対して、ウィリー商会では正直率直に価格を明示し、商品を提供していることを強調している。

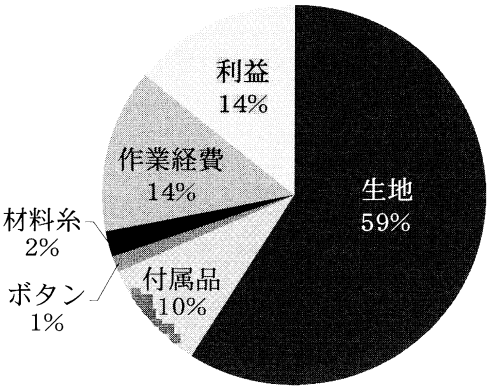
そこで価格表を見てみると、ウィリー商会が提示している標準的なスーツの価格は4ポンド9シリング6ペンスとなっている。これに対して上述したホルボーンヒルのティングルは3ポンド9シリング6ペンスでスーツを販売しているので、ウィリー商会の提示した価格が安いかどうかは疑問のあるところだが、興味深いのはウィリー商会がこの価格の構成原価を詳細に説明しているところである。これによれば、価格の約半分にあたる2ポンド6シリング9ペンスが表生地用の上質毛織物の費用で、次いで商会の利益として12シリング8ペンス、仕立職人の賃銀（作業経費）12シリング6ペンスが挙げられており、利益と賃銀を合わせると価格の28％を占めている（第2図）。す

8）*The General Shopbook* [1753] undertakerの項目を参照。

9）ここに見られる仕立商と葬儀の関係は、第4節で扱うセイヤー家文書における喪服の注文との関連が注目される。

10）ウィリー商会のトレードカードに関しては別稿で取り上げたことがある。道重 [2008] pp. 9-10を参照。

第２図　ウィリー商会の原価構成



出典；London Guild Hall Library, Trade Card Collection, Box 30.

でに述べたようにキャンベルは仕立商の利益の源泉としてバックラムなどの材料をあげていたが、ウィリー商会の場合この部分はごくわずかで数％しかない。むしろ、利益約14％を堂々と掲載することで、自らの正直さをアピールしようとしたものと思われる。顧客は商会が持っていた生地のなかから自分の好みのものを自由に選択することが可能であったが、この場合１ヤード当たり17シリング、総額で４ポンド９シリング６ペンスを超えないことが求められた。

価格表には標準的なスーツ以外にも、毛皮の付いたベルベットあるいはサテンで優雅に縁取りされたスーツは８ポンド、同様な縁取りでラティーン織（毛織物）のスーツは９ポンド９シリングといった高額の値段がついた最高級のスーツから始まって、コートやウェストコートなど単品の価格まで、素材に合わせて詳細に表示されている。コートだけでも５ポンド10シリングする高級品から２ポンド11シリングの安価なフロックコートまでかなりの幅が示されている。また、奉公人の御仕着せlivery用スーツでも３ポンド８シリング程度はしている。利益や仕立職人の手当てが定額であるとすれば、こうした価格差は利用する素材に依存していると考えられる。生地の選択は基本的に店の在庫のなかからなされるとすれば、生地や素材のなかに利益を潜り込ませることは可能であったと思われる。但し、他の毛織物商やマーサーが販売する生地の価格を顧客が十分に認知していれば、この部分を不当に釣り上げることは難しかったかもしれない。

一方、ウィリー商会は定期的にまとめ買いする顧客に対しては割引をおこなっており、毎年四着を購入する場合は14ポンド、三着のときは11ポンド10シリング、二着では８ポンド８シリングでの販売をおこなっている。四着の場合は、一着当たり３ポンド15シリングとなり、16％ほど安くなっている。しかし、古い服は新品と交換されることになっているから、ウィリー商会側は古着を再度販売することによって割引分は十分に補うことが可能であった。また、標準的なスーツの販売価格４ポンド９シリング６ペンスは現金販売の場合に適用されるものと思われ、本来は４ポンド14シリ

ングのところを現金払いで通常他店でおこなわれている3.5％引きをあらかじめ控除した価格とされている。

トレードカードは小売商が店の特徴を潜在的な顧客に対して発信するものであるから、これを額面通りに受け取り実際の経営をそのまま反映したものと考えることは危険である。そこで、仕立商の経営文書そのものに立ち入って、ここまで検討した同時代人の仕立商に対する見方やトレードカードの広告などと比較しながら、具体的な仕立商の実情に迫っていくことにしたい。

3．セイヤー家文書の特徴

これから分析の対象とする経営史料はイギリス国立公文書館（TNA）所蔵のセイヤー家に関係する文書である。そこで、史料の具体的な検討に入る前に、この文書の性格と特徴を整理しておくことにしたい。この文書はTNAでC180-30という分類番号が付されて一箱に収納された史料で、Cという文字から明らかなように、大法官府裁判所the Court of Chanceryにかかわる史料であり、この史料も同裁判所における訴訟にかかわる証拠資料であったと思われる。しかし、どのような訴訟であったかについては、裁判に直接かかわる訴状や訴答文書が失われているので、詳細は不明である[11]。

この史料に含まれる大半の文書は、ロンドン西郊のストランドにあるアルンデル街で仕立商を営んでいたマーク・セイヤーMark Sayerとその妻キャサリンCatherineおよび息子ウィリアムWilliamの営業活動に関するものである。また、この史料で扱われている年代は1752年から67年までの16年間で、この期間の帳簿や商用文が含まれている（第2表）。

マーク・セイヤー自身は1761年6月に死亡し、検認遺言書が遺されている[12]。彼の遺言書によると、マークには妻と息子以外の親族として、西インド植民地バルバドスのウィリアム・ブラッドフォードWilliam Bradfordに嫁いだ娘エリザベスElizabethとヨークシャーに健在の母親エリザベスElizabethが挙げられている。義理の息子であるブラッドフォードとマークとはパートナーであったと述べられているので、何らかの事業上の付き合いがあったと思われるが、家族関係の史料が遺言書以外に存在しないので、その内容は明らかではない。ただ、セイヤー家とバルバドスとのつながりはブラッドフォード以外にも多くの顧客との関係で頻繁に商用文に現れており、非常に強いつながりがあったことを想定させる。

マーク・セイヤーは遺言書のなかで知人や友人12人ほどに総額77ポンド8シリングを遺している

11）大法官府裁判所とその訴訟形式またその史料の性格についてはHorwitz［1998］および道重［2004］を参照。

12）TNA, Prob 11/866 Mark Sayer. 本遺言書の入手に当たっては、神奈川大学の山本信太郎氏に協力していただいた。記して謝意を表したい。

第２表　Sayer文書の概要

史料番号					史料タイトル（内容）	年	月	日	～	年	月	日	備　考
C180	30	1	～	267	Day Book	1761	8	4	～	1767	3	28	日々の取引記録
C180	30	268	～	270	Mens Wages paid by Catherine Sayers	1764	8	10	～	1767	3	28	Day Bookの末尾２ページ
C180	30	269			発送品メモ	1764	10	23					史料番号に混乱
C180	30	271	～	337	Letter Book	1756	1	23	～	1761	5	16	出状控え
C180	30	338	～	339	Copy of Cate M. John Nealer Sale, Wordley near Eppingham	1842	3	31					
C180	30	340	～	343	土地建物賃貸料の記録	1833			～	1840			裏表紙に「I」の表記。1844年１月の日付
C180	30	344	～	359	trade card, bill head	1760	4	18	～	1766	12	31	
C180	30	360	～	428	顧客からの手紙、その返事（下書き）	1752	11	12	～	1765	9	2	

出典；TNA C180-30

が、そのうち４件は自分の記念のために指輪を作るよう指示がなされている。これら現金でなされた遺贈以外に、妻と息子に対しては事業継承を望みそのための営業用資産を遺すとともに、現在住んでいるアルンデル街の家財、絵画などをまず妻に、そして妻の死後は息子が相続するよう遺言している。これらの資産について金額は示されていないが、すでに述べたようにこの時代、仕立商として事業を始めようとする場合には300ポンドから400ポンド必要とされているから、少なくとも400ポンド近い資産を保有していたと想像してもよさそうである。また、マークの母親に10ポンドの年金を支払うように遺言している。この当時の公債に付された金利は3.5％前後とされているから、10ポンドの年金は280ポンド程度の価値があったことになる（Ashton［1959］p.187)。娘エリザベスには妻と息子が相続した残りをすべて遺贈しているが、残念ながらその金額は不明である。これらすべてを合計すると、事業用資産と家財を400ポンド程度と推定し、母親の年金用の基金280ポンド、現金77ポンド８シリングおよび娘エリザベスへの遺贈分などを含め、少なくとも総額800ポンド前後の資産をマークは遺したことになる。マークはマーチャント・テイラー・カンパニィに所属している証拠を残しおらず、また資産から見てきわめて富裕で大規模な商人とはいえないまでも、相応の資産をもつロンドンの中流階層に属する仕立商であったと考えることができる（第３表)。

さて、セイヤー家文書には全体を示すC180-30という分類番号に加えて、１～428までの枝番が付されているが、この番号は必ずしも時系列を示すものではない。最初の１から267は日々の取引を、1761年８月４日から67年３月28日までの５年半にわたって記録した表紙の付いた書籍体の日記帳Day Bookである。枝番は見開き２ページに１つずつ付されており、全体としては500ページ以上に及ぶ。同じ帳面の末尾（C180-30-268,270）には1764年から67年にかけて仕立職人に支払われ

第３表　マーク・セイヤーの遺言書

姓	名	タイトル/職業	居住地		関　係	遺贈額	遺贈目的	備　　考
			地　名	州　名				
Frere	Jabias	Esq	Westcomb	Kent	尊敬でき、貴重な友人	５ギニー	記憶のためトークンを指輪にする	Day Bookに登場。息子も
Frere		Mrs	Westcomb	Kent		５ギニー		Jabias Frereの妻
Sayer		Mr	Sarleston	Norfolk	友人	２ギニー（６ギニー）	指輪のため	２人の娘とともに各々２ギニー
Peters	Bolus		Salisbury	Wiltshire		２ギニー		
Pickering	Elizabeth				良い友人	５ギニー	子供たちのために	父親に宝くじを買うよう要請
Hughes		Rev/Mr.				５ギニー	娘のために	父親に宝くじを買うよう要請
Cheebyre	Joseph					１ギニー	私の記憶のために	
Sant Cower's Servants						１ギニー	私の記憶のために	to Joseph Pickering
Walker	George	Clark				１ギニー	指輪のため	Watoon将軍の秘書
Oldham	Magaret		Stockport	Cheshire		20ポンド		寡婦
Peares	Jsaar		Arundel St.			１ギニー（３ギニー）	指輪のため	妻と娘とともに各々に
Walker	Joseph	Button Maker	Corner of Bravon Buil.	Surry		20ポンド		
					小計	77ポンド８シリング		
Sayer	Catherine	妻	Arundel St			現在居住しているアルンデル街の全ての家財、寝具、絵画		母子半々で、営業の継続を望む
Sayer	William	息子	Arundel St			Catherineの死後、彼女が相続したもの全て		母子半々で、営業の継続を望む
Sayer	Elizabeth	母	Whitherby	Yorkshire		年10ポンド		息子に年金の支払いを求める
Bradfrod	Elizabeth	娘	Barbados			母と兄に遺贈された残りを相続		夫、William Bradford。　娘死亡の場合にはその子供たちに。

（注）遺言執行人は、妻Catherine SayerおよびWilliam Walkerとなっている。また、娘Elizabethの夫William Bradfordへの支払い済みの分はパートナーシップの営業資産から控除することとされている。なお、1ギニーは1ポンド1シリングで、1ポンド＝20シリング＝240ペンス

出典；TNA Prob 11/866　Mark Sayer

た週ごとの賃銀一覧が付録のような形で掲載されている[13]。日記帳はマーク・セイヤーがなくなった年の８月から始まっているので、寡婦となったキャサリンと息子ウィリアムの共同経営の時代の記録である。

日記帳はのべ3000件近い顧客からの注文が記載されているが、より詳細にみると1764年８月（C180-30-201）に、「寡婦キャサリン・セイヤーによって８月18日から始められた店舗記録」Shop Book Commencing the 18th of Augst 1764, by the Widow Catherine Sayer's という表題で新しいタイトルが付され、ページが改められて記述が始まっている。日記帳の巻末に付録されている仕立職人の賃銀表も同様に、８月18日からキャサリンの名前で始まっている。この日付より前の記述は書体・筆跡の点から３～４人でおこなわれたことが推定されるが、この日付以降はほぼ２人の人物の筆跡に固定されている。また、1763年11月から翌年の８月にいたる時期の記帳は、日付と記入内容がかなりの頻度で前後するなど、混乱がみられる。他方、別の史料ではあるが、1786年８月１日の日付で破産にかかわる分割債権回収者 divident としてアルンデル街のキャサリン・セイヤーの名前が記録に登場するので、この時点ではキャサリンが事業を継続していた可能性が高い（Bailey's List [1794]）。これらの史料にはウィリアムの名前が全く見られないから、彼は64年８月以降何らかの理由で事業を離れたかまたは死亡したかした可能性が高い[14]。したがって、キャサリンとウィリアムの母子の共同経営として父マークから継承した仕立商の経営が、1764年８月以降は、補助する者の存在を想定できるとしても、キャサリン一人でおこなっていたものと思われる。

セイヤー文書に含まれる第二の主要な史料は、これも表紙を付け書籍体に綴じられた商用文の出状記録である（C180-30-271～337）。枝番は日記帳と同じで、見開き２ページに一つずつ付けられている。顧客への取引関係の手紙の控えもしくは下書きで、１ページに数通が書かれており、合計で298通が一冊におさめられている。時期的には1756年１月から61年５月までのもので、こちらはマーク・セイヤーが経営をおこなっていた時期のものである。内容は、後述するように、主として顧客への商品発送や代金の請求である。これに対応する形で顧客からの手紙53通とその手紙の裏を利用した返事の下書きが９通残っている（C180-30-360～428）。これらは手紙そのものが残されており、手紙が出された期間は1752年から65年９月で、マーク・セイヤーが経営していた時期から彼の死後、妻と息子が事業を継承しさらに妻が単独で経営するようなる時期までのすべての期間にまたがっている。マークの死亡と事業の継承に関しては息子ウィリアムが出した手紙のなかにも現れている。しかし、1764年８月以降は、翌年の９月に出された手紙を例外として、セイヤー氏Mr.

---

13) 枝番269は綴じられておらず、一葉の史料として残されている。

14) ウィリアムが出した手紙によると、彼は父マークが死亡した時点でかなりの重病を患っていた（C180-30-386）。

Sayer宛てとなっており、妻キャサリン単独経営への移行は反映されていない。このように他の史料と若干の齟齬がみられるが、ここに残された書簡類はセイヤー側の応答も含め顧客と仕立商、あるいは顧客同士の関係をより率直に伝える貴重な史料となっている。

以上で紹介した以外に、セイヤー家が取引をおこなったと思われる商人たちから受け取った請求書、トレードカードなどがこの史料群には含まれている（C180-30-344~359）。日付は1760年から66年で、マーク・セイヤーの死後のものであるが、64年、65年の請求書はセイヤー夫人Mrs.Sayer宛てとなっており、この点からもウィリアムが経営から離脱した可能性が示唆される。請求書の内容は牛乳やティーポットの修理など、セイヤー家の経営とは関係がないと思われるものもあるが、同時に毛織物商やマーサーなど仕立商としての業務と関係の深い請求書類などが含まれ、数は多くないが、セイヤー家の仕入れ動向を示すものとなっている。

このほか、セイヤー家とはほとんど関係がないと思われる史料もこの分類番号の箱には若干含まれている（C180-30-338, 339, 340～343）。日付は19世紀のものであり、内容は土地賃貸に関するものであるが、セイヤー家の名前もなく、なぜこれが紛れ込んだかは明らかではない。本稿では、19世紀に属しセイヤー家の経営とは無関係と考えられるこれらの史料は、分析の対象とはしないことにした。

（以下、次号）

参考文献[15]

1．史料および同時代文献

Bailey's List of Bankrupts, Dividends, and Certificates from the Year 1772 to 1793 vol. II [London, 1794].

Campbell, R. [1747], *The London Tradesman* (London).

The General Shop Book [1753].

London Gazette, 1765, No. 10571.

London Guild Hall Library, Trade Card Collection, Box 1~30.

TNA C180-30-1~428.

TNA Prob 11/866　Mark Sayer.

2．二次文献

Adburgham, A. [1964], *Shops and Shopping 1800-1914*, London, Allen & Unwin.

Adburgham, A. [1979], *Shopping in Style,* London, Thomas and Hudson.

Ashelford, J. [1996], *The Art of Dress*, London, National Trust.

Ashton, T. S. [1959], *Economic Fluctuations in England 1700-1800*, Oxford, Oxford UP.

Berg, M. [2005], *Luxury and Pleasure in Eighteenth-Century Britain*, Oxford, Oxford UP.

15）参考文献は本稿（下）までの分を含めて本号にも掲載した。

Berry, H. [2002], "Polite Consumption: Shopping in Eighteenth Century England" *Transactions of the Royal Historical Society*, No.12.

Borsay, P. [1989], *The English Urban Renaissance*, Oxford, Clarendon.

Buck, A. [1979], *Dress in Eighteenth-Century England*, London, Batsford.

Carter, P. [1999], James Boswell's Manliness in T. Hitchcock & M. Cohen (eds.) *English Masculinities*, 1660-1800, Harlow, Longman.

Carter, P. [2001], *Men and the Emergence of Polite Society, Britain 1660-1800*, Harlow, Longman.

Cohen, M. [1999], "Manliness, Effeminacy and the French" in T. Hitchcock & M. Cohen (eds.) *English Masculinities,* 1660-1800, Harlow, Longman.

Corfield, P. [1982], *The Impact of English Towns 1700-1800*, Oxford, Oxford UP. (坂巻　清、松塚優三訳『イギリス都市の衝撃』1989年、三嶺書房).

Edwards, C. [2005], *Turning Houses into Homes*, Aldershot, Ashgate.

Finn, M. [2000], "Men's Things: Masculine Possession in the Consumer Revolution" *Social History*, 25-2.

Foster, C. [2002], *Seven Household*, Northwich, Arley Hall Press.

Hitchcock, T. &Cohen, M. [1999], "Introduction" in T. Hitchcock & M. Cohen (eds.) *English Masculinities,* 1660-1800, Harlow, Longman.

Horwitz, H. [1998], *Chancery Equity Records and Proceedings 1600-1800*, Kew, Public Record Office.

Kuchta, D. [2002], *The Three-Piece Suit and Modern Masculinity*, Berkeley, University of California Press.

Lemire, B. [2005], *The Business of Everyday Life, Gender, Practice and Social Politics in England, c.1600-1900*, Manchester, Manchester UP.

Lane, J. [1996], *Apprenticeship in England, 1600-1914*, London, UCL Press.

Mckendrick, N., Brewer, J. & Plum, J. H. [1982], *The Birth of a Consumer Society*, London, Europa Pabulication.

Overton M., Whittle, J., Dean, D. & Hann, A. [2004], *Production and Consumption in English Households, 1600-1750*, Abindon, Routledge.

Robinson, E. [1963], "Eighteenth-century Commerce and Fashion : Mathew Boulton's Marketing Techniques" *Economic History Review*, 2nd ser., 16-1.

Shannon, B. [2006], *The Cut of the His Coat*, Athens, Ohio UP.

Styles, J. & Vickery, A. [2006], "Introduction" in J. Style& A. Vickery (eds.), *Gender, Taste, and Material Culture in Britain and North America,* New Heaven, Yale UP.

Styles, J. [2007], *The Dress of The People,* New Heaven, Yale UP.

Vickery, A. [1993], "Women and the World of Goods" in J. Brewer & R. Porter (eds.), *Consumption and the World of Goods,* London, Routledge.

Vickery, A. [1998], *The Gentleman's Daughter*, New Haven Yale UP.

Vickery, A. [2009], *Behind Closed Doors*, New Haven, Yale UP.

Walsh, C. [2006], "Shop, Shopping, and the Art of Decision Making in Eighteenth-Century England" in J. Style & A. Vickery (eds.), *Gender, Taste, and Material Culture in Britain and North America*, New Heaven, Yale UP.

Weatherill, L. [1993], "The Meaning of Consumer Behaviour in Late Seventeenth- and early Eighteenth-Century England" in J. Brewer & R. Porter (eds.), *Consumption and the World of Goods*, London, Routledge.

コーフィールド, P. [1997]「イギリス・ジェントルマンの論争多き歴史」(坂巻清、松塚優三訳)『思想』873号。

竹田　泉［2013］『麻と綿が紡ぐイギリス産業革命』ミネルヴァ書房。

中野　忠［2012］「18世紀イギリス都市論の射程」中野忠、道重一郎、唐澤達之編『18世紀イギリスの都市空間を探る』刀水書房。

道重一郎［1989］『イギリス流通史研究』日本経済評論社。

道重一郎［1999］「イギリス中産層の形成と消費文化」関口尚志、梅津順一、道重一郎編『中産層文化と近代』日本経済評論社。

道重一郎［2004］「18世紀ロンドンの衣料品小売商と破産手続」『経済論集』（東洋大学）30-1。

道重一郎［2008］「18世紀ロンドンの小売商と消費社会」『経営史学』43-1。

道重一郎［2012］「消費空間としての18世紀イギリス都市」中野忠、道重一郎、唐澤達之編『18世紀イギリスの都市空間を探る』刀水書房。

［付記。本稿は、2011年度東洋大学在外研究制度および井上円了記念研究助成（2012～14年度）による研究成果公表の一部である。］